

常滑市住宅用地球温暖化対策設備設置費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、住宅用地球温暖化対策設備の普及を促進することにより、クリーンエネルギーの利用を促進するとともに、地球温暖化の主な要因である温室効果ガスの削減を積極的に支援し、環境問題についての意識の高揚を図るため、住宅用地球温暖化対策設備を導入する者に対し、予算の範囲内において交付する常滑市住宅用地球温暖化対策設備設置費補助金（以下「補助金」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

(温暖化対策設備)

第2条 この要綱において、住宅用地球温暖化対策設備（以下「温暖化対策設備」という。）とは、別表第1に掲げるものをいう。

- (1) 住宅用太陽光発電設備
- (2) 家庭用エネルギー管理システム（HEMS）
- (3) 家庭用燃料電池システム
- (4) 定置用リチウムイオン蓄電システム
- (5) 電気自動車等充給電設備
- (6) 高性能外皮等（ZEH）

(補助対象設備)

第3条 補助金の交付対象となる温暖化対策設備は、未使用かつリース品でないものとし、愛知県住宅用地球温暖化対策設備導入促進費補助金取扱要領における設備に関する要件を満たすものとする。

(補助対象者)

第4条 補助金の交付対象者は、次の各号に掲げる要件をすべて満たす者とする。

- (1) 次のいずれかに該当する者であること。
 - ア 自らが所有し、かつ、居住する市内の住宅に対象設備を新たに設置する者
 - イ 第三者が所有する市内の住宅に居住する者で、当該住宅の所有者の承諾を受けて、当該住宅に対象設備を新たに設置する者
 - ウ 自らが所有し、かつ、居住する目的で市内に住宅を新築し、これに合わせて対象設備を設置する者
 - エ 自らが居住する目的で建売住宅供給者から市内の対象設備付き住宅を購入する者（以下「設備付き住宅購入者」という。）
 - オ 自らが所有し、かつ、居住する目的で国ZEH支援事業の対象となる住宅を市内に新築する者（以下「ZEH設置者」という。）
 - カ 自らが居住する目的で市内に新築された国ZEH支援事業の対象となる住宅を購入する者（以下「ZEH購入者」という。）
- (2) 実績報告書の提出時に市内に居住し、かつ、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）の規定に基づく市の住民基本台帳に記録されていること。

- (3) 市税を滞納していないこと。
 - (4) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）、暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。）又は当該暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有していないこと。
 - (5) 対象設備を設置する住宅が店舗等併用住宅である場合は、延床面積の2分の1以上が居住の用に供するものであること。
- 2 補助金の交付は、1世帯につき1回限りとし、設備を重複しての申請はできないものとする。ただし、第13条の規定による当該設備の処分の承認を必要とする期間を経過した場合は、この限りではない。
- （補助対象経費及び補助金の額）
- 第5条 補助の対象となる経費は、温暖化対策設備の設置に要する費用（消費税及び地方消費税を除く。）とする。
- 2 補助金の額は、別表第2に掲げる額とする。ただし、100円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。
- （交付申請）
- 第6条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、常滑市住宅用地球温暖化対策設備設置費補助金交付申請書（様式第1号。以下「交付申請書」という。）に、別表第3に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。
- 2 交付申請書の提出期限は、次の各号に定めるとおりとする。
- (1) 第4条第1項第1号ア、イ及びウに掲げる者 対象設備に係る設置工事の着工予定日の14日前まで
 - (2) 設備付き住宅購入者 住宅の所有権保存登記又は所有権移転登記を予定する14日前まで
 - (3) ZEH設置者 ZEH住宅の工事着工予定日の14日前まで
 - (4) ZEH購入者 ZEH住宅の所有権保存登記又は所有権移転登記を予定する14日前まで
- 3 交付申請書の提出は、生活環境課窓口でのみ先着順に受け付けるものとし、郵送、電子メール等による申請は認めない。また、補助金の交付申請額が予算の範囲を超えるときは、申請の受付を停止する。
- 4 申請者は、委任状（様式第3号）を提出することにより、交付申請等の手続きを第三者に委任することができる。
- （交付の決定等）
- 第7条 市長は、前条の規定による交付の申請があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、交付すべき補助金の額を決定し、常滑市住宅用地球温暖化対策設備設置費補助金交付決定通知書（様式第6号）により、申請者に通知するものとする。
- 2 市長は、審査の結果、補助金を交付しないことを決定したときは、常滑市住宅用地球温暖化対策設備設置費補助金不交付決定通知書（様式第7号）に

より、申請者に通知するものとする。

(計画変更等の申請)

第8条 前条第1項の規定により交付決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）が、交付申請書に記載した内容を変更する場合又は設備の設置、購入若しくは交付の申請を中止する場合は、速やかに常滑市住宅用地球温暖化対策設備設置費補助金変更等承認申請書（様式第8号。以下「変更等承認申請書」という。）に、変更内容の分かる書類を添え、市長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 前項の変更により、補助金を増額することはできない。

(計画変更等の承認)

第9条 市長は、前条第1項による申請内容を審査し、その結果、補助金の額に変更が生じた場合は、常滑市住宅用地球温暖化対策設備設置費補助金交付決定変更通知書（様式第9号）により、補助金の額に変更が生じない場合は、常滑市住宅用地球温暖化対策設備設置費補助金変更承認通知書（様式第10号）により、交付決定者に通知するものとする。

(補助金実績報告)

第10条 交付決定者は、当該年度の2月末日（同日が閉庁日に当たる場合は直前の開庁日）又は設備の設置工事の完了日若しくは住宅の引渡し日から起算して60日を経過した日のいずれか早い日までに、常滑市住宅用地球温暖化対策設備設置費補助金実績報告書（様式第11号。以下「実績報告書」という。）に、別表第4に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(補助金の額の確定)

第11条 市長は、前条の規定による実績報告書の提出があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、常滑市住宅用地球温暖化対策設備設置費補助金交付額確定通知書（様式第14号）により、交付決定者に通知するものとする。

(補助金の請求及び交付)

第12条 交付決定者は、前条の通知を受けたときは、30日以内に市長に対し常滑市住宅用地球温暖化対策設備設置費補助金交付請求書（様式第15号）により補助金の請求を行うものとする。この場合において、補助金の振込先は交付決定者名義の口座に限るものとする。

2 市長は、前項の規定による請求に基づき、補助金を交付するものとする。

(取得財産の管理及び処分)

第13条 交付決定者は、補助金の交付を受けて取得した財産（以下「取得財産」という。）を善良な管理者の注意をもって管理し、適切な保守及び点検の実施により発電量等の維持に努めなければならない。

2 交付決定者は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定める耐用年数の期間内において、市長の承認を受けずに取得財産を補助金の交付目的に反して使用、譲渡、交換、廃棄、貸付け又は担保として提供（以下総称して「処分」という。）をしてはならない。

3 交付決定者は前項の承認を受けようとするときは、あらかじめ常滑市住宅用地球温暖化対策設備処分承認申請書（様式第16号。以下「処分承認申請書」という。）を市長に提出し、承認を受けなければならない。ただし、天災による破損等自己の責めに帰すべき事由以外の事由により取得財産を処分する場合はその限りでない。

4 市長は、前項の処分承認申請書を受け付けたときは、その内容を審査し、必要に応じて調査を行い、取得財産の処分を承認するときは、常滑市住宅用地球温暖化対策設備処分承認通知書（様式第17号）により、承認しないときは、常滑市住宅用地球温暖化対策設備処分不承認通知書（様式第18号）により、交付決定者に通知するものとする。

（交付決定の取消し）

第14条 市長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、交付決定を取り消し、常滑市住宅用地球温暖化対策設備設置費補助金交付決定取消通知書（様式第19号）により交付決定者に通知するものとする。

- （1） 第4条に規定する要件を満たしていないことが判明したとき。
- （2） 偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。
- （3） 前2号に掲げるもののほか、市長が補助金の交付を不相当と認めたとき。

（補助金の返還）

第15条 市長は、前条の規定により補助金の交付決定を取り消した場合において、交付決定者に既に補助金を交付しているときは、当該補助金額の返還を請求するものとする。

2 前項の規定により、返還請求を受けた者は、当該請求の日から起算して30日以内に返還しなければならない。

（調査）

第16条 市長は、補助金の交付を受けて設備を設置した者に対し、必要に応じて、地球温暖化防止に関する啓発事業への協力、売電量及び買電量等設備の運転状況に関するデータの提供その他の協力を求めることができる。

2 交付決定者は、前項の規定により協力を求められた場合は、これに協力するものとする。

（委任）

第17条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和5年8月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

別表第1（第2条関係）

| | |
|-------|--|
| 単体設置 | 家庭用エネルギー管理システム（HEMS） |
| | 家庭用燃料電池システム |
| | 定置用リチウムイオン蓄電システム |
| | 電気自動車等充給電設備 |
| 一体的導入 | <p>住宅用太陽光発電設備（太陽電池の最大出力（構成する太陽電池モジュールの公称最大出力の合計が10キロワット未満の設備に限る。）であって、発電した電力について、発電施設を設置した者が居住する住宅で使用する目的で電気事業者と電力受給契約を締結するもの）、家庭用エネルギー管理システム（HEMS）及び次のいずれかの設備</p> <p>(1) 定置用リチウムイオン蓄電システム (2) 電気自動車等充給電設備 (3) 高性能外皮等（ZEH）</p> |

別表第2（第5条関係）

| 設備 | 補助金の額 |
|---|----------------------------|
| 家庭用エネルギー管理システム（HEMS） | 補助対象経費の額とし、10,000円を限度とする。 |
| 家庭用燃料電池システム | 補助対象経費の額とし、80,000円を限度とする。 |
| 定置用リチウムイオン蓄電システム | 補助対象経費の額とし、150,000円を限度とする。 |
| 電気自動車等充給電設備 | 補助対象経費の額とし、50,000円を限度とする。 |
| 一体的導入（住宅用太陽光発電設備、家庭用エネルギー管理システム（HEMS）、定置用リチウムイオン蓄電システム） | 補助対象経費の額とし、150,000円を限度とする。 |

| | |
|---|----------------------------|
| 一体的導入（住宅用太陽光発電設備、家庭用エネルギー管理システム（H E M S）、電気自動車等充給電設備） | 補助対象経費の額とし、100,000円を限度とする。 |
| 一体的導入【Z E H】（住宅用太陽光発電設備、家庭用エネルギー管理システム（H E M S）、高性能外皮等） | 補助対象経費の額とし、150,000円を限度とする。 |

別表第3（第6条関係）

| 設備 | 提出書類 |
|--|---|
| 家庭用エネルギー管理システム（H E M S） | (1) 設備設置概要書（様式第2号） (2) 工事請負契約書又は売買契約書の写し (3) 経費の内訳が明記されている書類（見積書等の写し） (4) 設備を設置又は購入しようとする住宅の位置図、住宅全体の平面図 (5) 設置予定場所の現況写真又は住宅引渡し前の設置場所の現況写真 (6) 設備の規格等がわかるパンフレット等の参考書類 (7) 申請等の手続きを委任する場合は、委任状（様式第3号） (8) 常滑市税の完納したことを証明する書類 (9) 誓約書（様式第4号） (10) 申請者と建物所有者が異なる場合は、建物所有者の同意書（様式第5号） (11) 一体的導入【Z E H】の場合、国Z E H支援事業の交付申請書及び実施計画書の写し等（交付決定を受けている場合は交付決定通知の写しも含む。） (12) その他市長が必要と認める書類 |
| 家庭用燃料電池システム | |
| 定置用リチウムイオン蓄電システム | |
| 電気自動車等充給電設備 | |
| 一体的導入（住宅用太陽光発電設備、家庭用エネルギー管理システム（H E M S）、定置用リチウムイオン蓄電システム） | |
| 一体的導入（住宅用太陽光発電設備、家庭用エネルギー管理システム（H E M S）、電気自動車等充給電設備） | |
| 一体的導入【Z E H】（住宅用太陽光発電設 | |

| | |
|-------------------------------|--|
| 備、家庭用エネルギー管理システム（HEMS）、高性能外皮等 | |
|-------------------------------|--|

別表第4（第10条関係）

| 設備 | 提出書類 |
|---|--|
| 各設備共通 | <ul style="list-style-type: none"> (1) 設備設置概要書（様式第2号） (2) 設備の設置費に係る領収書、分割払に係る契約書等の支払いを証明するに足る書類の写し (3) 領収経費の内訳が明記されている書類（補助対象経費が確認できるもの） (4) 工事完了証明書（様式第13号） (5) 設備の保証書の写し（設備の製造者・型式・製造番号及び保証開始日が分かるもの） (6) 設備の設置状況・使用状況を示す写真（設備の製造者・型式及び製造番号が分かるもの） |
| 家庭用エネルギー管理システム（HEMS） | <ul style="list-style-type: none"> (1) 設備付き住宅購入者にあつては、建物の所有権保存登記又は所有権移転登記の写し (2) 住民基本台帳の閲覧同意書（様式第12号） (3) その他市長が必要と認める書類 |
| 家庭用燃料電池システム | |
| 定置用リチウムイオン蓄電システム | |
| 電気自動車等充給電設備 | |
| 一体的導入（住宅用太陽光発電設備、家庭用エネルギー管理システム（HEMS）、定置用リチウムイオン蓄電システム） | <ul style="list-style-type: none"> (1) 太陽電池モジュールの割付図、型式番号及び公称最大出力合計値が記載された出力対比表の写し (2) 電気事業者の発行する「発電設備の連系に関するお知らせ」等の電力受給契約を証明する書類の写し |
| 一体的導入（住宅用太陽光発電設備、家庭用エネルギー管理システム（HEMS）、電気自動車等充給電設備） | <ul style="list-style-type: none"> (3) 設備付き住宅購入者にあつては、住宅の所有権保存登記又は所有権移転登記の写し (4) 住民基本台帳の閲覧同意書（様式第12号） (5) その他市長が必要と認める書類 |

| | |
|--|---|
| <p>一体的導入【ZEH】 (住宅用太陽光発電設備、家庭用エネルギー管理システム (HEMS)、高性能外皮等)</p> | <ul style="list-style-type: none"> (1) 太陽電池モジュールの割付図、型式番号及び公称最大出力合計値が記載された出力対比表の写し (2) 電気事業者の発行する「発電設備の連系に関するお知らせ」等の電力受給契約を証明する書類の写し (3) 国のZEH支援事業の完了実績報告書の写し及び補助金額確定通知書の写し (4) 住宅の所有権保存登記又は所有権移転登記の写し (5) 住民基本台帳の閲覧同意書 (様式第12号) (6) その他市長が必要と認める書類 |
|--|---|

様式第1号（第6条関係）

常滑市住宅用地球温暖化対策設備設置費補助金交付申請書

年 月 日

常滑市長 様

申請者 住所
氏名

(自署又は記名押印)

電話 () —

常滑市住宅用地球温暖化対策設備設置費補助金交付要綱第6条第1項の規定に基づき、次のとおり補助金の交付を申請します。

| | |
|------------------------------|---|
| 1 設備設置場所 | 常滑市 |
| 2 設備の区分 | 単体 <input type="checkbox"/> 家庭用エネルギー管理システム（HEMS） <input type="checkbox"/> 家庭用燃料電池システム <input type="checkbox"/> 定置用リチウムイオン蓄電システム <input type="checkbox"/> 電気自動車等充給電設備 |
| | 一体的導入 <input type="checkbox"/> 住宅用太陽光発電設備＋家庭用エネルギー管理システム（HEMS）＋（次の設備から一つを選択） （ <input type="checkbox"/> 定置用リチウムイオン蓄電システム <input type="checkbox"/> 電気自動車等充給電設備 <input type="checkbox"/> 高性能外皮等（ZEH）） |
| 3 補助金交付申請額 (100円未満切り捨て) | 金 円 |
| 4 着工予定日等 (購入者によっては引渡し予定日) | 工事着工予定日： 年 月 日 工事完了予定日： 年 月 日 引渡し予定日： 年 月 日 |
| 5 補助金交付対象 | <input type="checkbox"/> 既存住宅に設置する <input type="checkbox"/> 新築住宅に設置する <input type="checkbox"/> 新築建売住宅を購入する |

添付書類

(共通)

- 設備設置概要書（様式第2号）
- 工事請負契約書又は売買契約書の写し
- 経費の内訳が明記されている書類（見積書等の写し）
- 設備を設置又は購入しようとする住宅の位置図、住宅全体の平面図
- 設置予定場所の現況写真又は住宅引渡し前の設置場所の現況写真
- 設備の規格等がわかるパンフレット等の参考書類
- 申請等の手続きを委任する場合は、委任状（様式第3号）
- 常滑市税の完納したことを証明する書類（申請日前1か月以内に発行されたものに限る。）
- 誓約書（様式第4号）
- 申請者と建物所有者が異なる場合は、建物所有者の同意書（様式第5号）
- その他市長が必要と認める書類

(一体的導入【ZEH】（住宅用太陽光発電設備、家庭用エネルギー管理システム（HEMS）、高性能外皮等）

- 国ZEH支援事業の交付申請書及び実施計画書の写し等（交付決定を受けている場合は交付決定通知の写しも含む。）

氏名 _____

設備設置概要書（設備の内訳）

| 設備 | 詳細 | | |
|----------------------|--------------------|-----------------|-----------------------|
| 住宅用太陽光発電設備 | 太陽光発電モジュール | 太陽電池モジュールの最大出力値 | kW (小数点以下第3位を四捨五入) |
| | | 製造者 | |
| | | モジュールの型式 | |
| | | 公称最大出力及び使用枚数 | W× 枚 W× 枚 |
| | パワーコンディショナー | 製造者 | |
| | | 型式 | |
| | | 定格出力 | kW× 台 |
| 家庭用エネルギー管理システム（HEMS） | 製造者 | | |
| | 機器型番 | | |
| 家庭用燃料電池システム | 燃料電池ユニット | 製造者 | |
| | | 機器型番 | |
| | | 発電出力 | kW |
| | 貯湯ユニット | 製造者 | |
| | | 機器型番 | |
| 定置用リチウムイオン蓄電システム | 製造者 | | |
| | パッケージ型番 | | |
| | 蓄電容量 | | kWh |
| 電気自動車等充給電設備 | 製造者 | | |
| | 機器型番 | | |
| | 機器型番 | | |
| 高性能外皮等（ZEH） | 外皮平均熱貫流率 | | W/m ² K |
| | 太陽光を除く一次エネルギー消費削減率 | | % (小数点以下第3位を四捨五入) |

設備設置概要書（補助対象経費の明細）

| 設備 | 項目 | 金額（税抜） | 備考 |
|----------------------|---------------|--------|----|
| 住宅用太陽光発電設備 | 太陽電池モジュール | 円 | |
| | パワーコンディショナー | 円 | |
| | その他付属機器 | 円 | |
| | 設備工事に係る費用 | 円 | |
| | 小計（補助対象経費） | 円 | |
| 家庭用エネルギー管理システム（HEMS） | HEMS本体 | 円 | |
| | その他付属機器 | 円 | |
| | 設備工事に係る費用 | 円 | |
| | 小計（補助対象経費） | 円 | |
| 家庭用燃料電池システム | 燃料電池ユニット本体 | 円 | |
| | 貯湯ユニット本体 | 円 | |
| | その他付属機器 | 円 | |
| | 設備工事に係る費用 | 円 | |
| | 小計（補助対象経費） | 円 | |
| 定置用リチウムイオン蓄電システム | リチウムイオン蓄電池本体 | 円 | |
| | その他付属機器 | 円 | |
| | 設備工事に係る費用 | 円 | |
| | 小計（補助対象経費） | 円 | |
| 電気自動車等 充給電設備 | 充給電設備本体 | 円 | |
| | その他付属機器 | 円 | |
| | 設備工事に係る費用 | 円 | |
| | 小計（補助対象経費） | 円 | |
| 高性能外皮等（ZEH） | 上記以外のZEHに係る費用 | 円 | |
| 合計（補助対象経費） | | 円 | |

様式第3号（第6条関係）

委 任 状

（代理人）

所 在 地

会 社 名

代表者名

担当者名

電 話 （ ） —

私は、常滑市住宅用地球温暖化対策設備設置費補助金交付申請等を行うにあたり、上記の者を代理人として定め、事務に関する一切の権限を委任します。

年 月 日

（委任者）

住 所

氏 名

（自署又は記名押印）

電 話 （ ） —

誓 約 書

年 月 日

常滑市長 様

住 所
氏 名

（自署又は記名押印）

この度、 年度常滑市住宅用地球温暖化対策設備設置費補助金を申請するにあたり、下記の事項を確認し、遵守することを誓約します。

記

- 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）に規定する暴力団、暴力団員及び暴力団関係者に該当しないこと。
- 対象となる住宅用地球温暖化対策設備について、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定める耐用年数の期間を自ら使用します。なお、その期間内に対象となる住宅用地球温暖化対策設備を市長の承認を受けずに処分した場合は、要綱の規定に従い、補助金を返還します。

建物所有者の同意書

年 月 日

常滑市長 様

所有者

住所

氏名

（自署又は記名押印）

電話（ ） —

私が所有する建物に、居住者が常滑市住宅用地球温暖化対策設備設置費補助金交付要綱第2条に規定する住宅用地球温暖化対策設備を設置することについて、同意します。

設備設置場所 常滑市 _____

設置設備名（該当設備にレ点を記入）

- 家庭用エネルギー管理システム（HEMS）
- 家庭用燃料電池システム
- 定置用リチウムイオン蓄電システム
- 電気自動車等充給電設備
- 住宅用太陽光発電設備、家庭用エネルギー管理システム及び以下の設備のいずれか。（いずれかにレ点）
 - 定置用リチウムイオン蓄電システム
 - 電気自動車等充給電設備
 - 高性能外皮等（ZEH）

居住者（常滑市住宅用地球温暖化対策設備設置費補助金申請者）

住所

氏名

電話（ ） —

第 号
年 月 日

様

常滑市長

印

常滑市住宅用地球温暖化対策設備設置費補助金交付決定通知書

年 月 日付けで交付申請のありました常滑市住宅用地球温暖化対策設備設置費補助金について、次のとおり決定しましたので、常滑市住宅用地球温暖化対策設備設置費補助金交付要綱第7条第1項の規定に基づき、通知します。

| | |
|--------|-----|
| 交付決定番号 | 第 号 |
| 設備設置場所 | 常滑市 |
| 設備の区分 | |
| 交付決定金額 | 金 円 |

注意

- (1) 交付申請の内容の変更をする場合は、変更等承認申請書の提出をお願いします。
- (2) 当該年度の2月末日（同日が閉庁日に当たる場合は直前の開庁日）又は設備の設置工事の完了日若しくは住宅の引渡し日から60日以内のいずれか早い日までに実績報告書の提出をお願いします。
- (3) 市が実施する地球温暖化防止に関する啓発事業において、売電量及び買電量等設備の運転状況に関するデータの提供等の協力をお願いします。
- (4) 対象設備を処分しようとするときは、あらかじめ処分承認申請書の提出をお願いします。

備考

この補助金には、一部、愛知県住宅用地球温暖化対策設備導入促進費補助金が含まれています。

第 号
年 月 日

様

常滑市長

印

常滑市住宅用地球温暖化対策設備設置費補助金不交付決定通知書

年 月 日付けで交付申請のありました常滑市住宅用地球温暖化対策設備設置費補助金について、次のとおり不交付としましたので、常滑市住宅用地球温暖化対策設備設置費補助金交付要綱第7条第2項の規定に基づき、通知します。

| | |
|--------|-----|
| 設備設置場所 | 常滑市 |
| 設備 | |
| 不交付の理由 | |

様式第8号（第8条関係）

常滑市住宅用地球温暖化対策設備設置費補助金変更等承認申請書

年 月 日

常滑市長 様

申請者 住所
氏名

（自署又は記名押印）

電話（ ） —

年 月 日付け 第 号で交付決定を受けた常滑市住宅用地球温暖化対策設備設置費補助金について、常滑市住宅用地球温暖化対策設備設置費補助金交付要綱第8条第1項の規定により、次のとおり補助金交付申請内容の変更を申請します。

| | |
|--------|-----|
| 交付決定番号 | 第 号 |
| 変更の内容 | |
| 変更の理由 | |

第 号
年 月 日

様

常滑市長

印

常滑市住宅用地球温暖化対策設備設置費補助金交付決定変更通知書

年 月 日に変更等承認申請のありました常滑市住宅用地球温暖化対策設備設置費補助金に対して、次のとおり決定内容を変更しましたので、常滑市住宅用地球温暖化対策設備設置費補助金交付要綱第9条の規定に基づき、通知します。

| | |
|--|--------------------|
| 変更前交付決定番号 | 第 号 |
| 変更後交付決定番号 | 第 号 |
| 設備設置場所 | 常滑市 |
| 設備の区分 | |
| 交付決定金額 | 変更前 金 円 変更後 金 円 |
| <p>注意</p> <p>(1) 交付決定日から60日以内に工事を着工してください。ただし、設備付き住宅購入者及びZEH購入者の申請の場合は、この限りではありません。</p> <p>(2) 当該年度の2月末日（同日が閉庁日に当たる場合は直前の開庁日）又は設備の設置工事の完了日若しくは住宅の引渡し日から60日以内のいずれか早い日までに実績報告書の提出をお願いします。</p> <p>(3) 市が実施する地球温暖化防止に関する啓発事業において、売電量及び買電量等設備の運転状況に関するデータの提供等の協力をお願いします。</p> <p>(4) 対象設備を処分しようとするときは、あらかじめ処分承認申請書の提出をお願いします。</p> <p>備考</p> <p>この補助金には、一部、愛知県住宅用地球温暖化対策設備導入促進費補助金が含まれています。</p> | |

第 号
年 月 日

様

常滑市長 印

常滑市住宅用地球温暖化対策設備設置費補助金変更承認通知書

年 月 日付けで申請のありました常滑市住宅用地球温暖化対策設備設置費補助金変更等承認申請について、次のとおり承認しましたので、常滑市住宅用地球温暖化対策設備設置費補助金交付要綱第9条に基づき、通知します。

| 交付決定番号 | 第 号 |
|--------|-----|
| 変更内容 | |

様式第11号（第10条関係）

常滑市住宅用地球温暖化対策設備設置費補助金実績報告書

年 月 日

常滑市長 様

住所
氏名
電話（ ） ー

年 月 日付け 第 号で交付決定のありました住宅用地球温暖化対策設備設置事業が完了しましたので、常滑市住宅用地球温暖化対策設備設置費補助金交付要綱第10条の規定により、次のとおり報告します。

| | |
|--------------------------|--|
| 1 交付決定番号 | 第 号 |
| 2 設備設置場所 | 常滑市 |
| 3 設備 | 単体 <input type="checkbox"/> 家庭用エネルギー管理システム（H E M S） <input type="checkbox"/> 家庭用燃料電池システム <input type="checkbox"/> 定置用リチウムイオン蓄電システム <input type="checkbox"/> 電気自動車等充給電設備 |
| | 一体的導入 <input type="checkbox"/> 住宅用太陽光発電設備＋家庭用エネルギー管理システム（H E M S）＋（次の設備から一つを選択） （ <input type="checkbox"/> 定置用リチウムイオン蓄電システム <input type="checkbox"/> 電気自動車等充給電設備 <input type="checkbox"/> 高性能外皮等（Z E H）） |
| 4 補助金交付決定額 | 金 円 |
| 5 補助対象経費 | 金 円 |
| 6 着工日等 (購入者にあつては引渡し日) | 工事着工日： 年 月 日 工事完了日： 年 月 日 引渡し日： 年 月 日 |

添付書類

(共通)

- 設備の設置概要書
- 設備の設置費又は設備付き住宅の購入費に係る領収書、分割払に係る契約書等支払いを証明するに足りる書類の写し
- 領収経費の内訳が明記された書類（補助対象経費が確認できるもの）
- 工事完了証明書
- 設備の保証書の写し（設備の製造者・型式・製造番号及び保証開始日が分かるもの）
- 設備の設置状況・使用状況を示す写真（設備の製造者・型式及び製造番号が分かるもの）
- 住宅を新築又は購入した者は、建物の所有権保存登記又は所有権移転登記の写し
- 住民基本台帳の閲覧同意書
- その他市長が必要と認める書類

(一体的導入(住宅用太陽光発電施設、家庭用エネルギー管理システム、定置用リチウムイオン蓄電システム))

(一体的導入(住宅用太陽光発電施設、家庭用エネルギー管理システム、電気自動車等充給電システム))

- 太陽電池モジュールの割付図、型式番号及び公称最大出力合計値が記載された出力対比表の写し
- 電気事業者の発行する「発電設備の連系に関するお知らせ」等の電力受給契約を証明する書類の写し
- 設備の設置が確認できる住宅全景の写真

(一体的導入【ZEH】(住宅用太陽光発電施設、家庭用エネルギー管理システム、高性能外皮等))

- 太陽電池モジュールの割付図、型式番号及び公称最大出力合計値が記載された出力対比表の写し
- 電気事業者の発行する「発電設備の連系に関するお知らせ」等の電力受給契約を証明する書類の写し
- 国ZEH支援事業の完了実績報告書の写し及び補助金額確定通知書の写し
- 設備の設置が確認できる住宅全景の写真

様式第12号（第10条関係）

住民基本台帳の閲覧同意書

年 月 日

常滑市長 様

住所

氏名

（自署又は記名押印）

電話（ ） ー

私は、常滑市住宅用地球温暖化対策設備設置費補助金についての実績報告の審査資料として、私の住民登録の状況について住民基本台帳に記録されている情報を、常滑市職員が閲覧することに同意します。

工事完了証明書

| | |
|----------|--|
| 1 施主氏名 | |
| 2 設備設置場所 | 常滑市 |
| 3 工事内容 | <p>単体</p> <p><input type="checkbox"/> 家庭用エネルギー管理システム（H E M S）</p> <p><input type="checkbox"/> 家庭用燃料電池システム</p> <p><input type="checkbox"/> 定置用リチウムイオン蓄電システム</p> <p><input type="checkbox"/> 電気自動車等充給電設備</p> <hr/> <p>一体的導入</p> <p><input type="checkbox"/> 住宅用太陽光発電設備＋家庭用エネルギー管理システム（H E M S）＋（次の設備から一つを選択）</p> <p style="margin-left: 40px;"> <input type="checkbox"/> 定置用リチウムイオン蓄電システム <input type="checkbox"/> 電気自動車等充給電設備 <input type="checkbox"/> 高性能外皮等（Z E H） </p> |
| 4 工事期間 | <p style="text-align: center;">年 月 日 ～ 年 月 日</p> |

上記工事が完了したことを証明します。

施工業者 所在地
 事業者名
 電話番号 () —

㊞

様式第14号（第11条関係）

第 号
年 月 日

様

常滑市長

印

常滑市住宅用地球温暖化対策設備設置費補助金交付額確定通知書

年 月 日付けで実績報告のありました常滑市住宅用地球温暖化対策設備設置費補助金について、次のとおり交付額を確定しましたので、常滑市住宅用地球温暖化対策設備設置費補助金交付要綱第11条に基づき、通知します。

| | |
|--------|-----|
| 交付決定番号 | 第 号 |
| 交付決定額 | 金 円 |
| 交付確定額 | 金 円 |

様式第15号（第12条関係）

常滑市住宅用地球温暖化対策設備設置費補助金交付請求書

年 月 日

常滑市長 様

住所

氏名

（自署又は記名押印）

電話（ ） —

常滑市住宅用地球温暖化対策設備設置費補助金交付要綱第12条の規定に基づき、補助金の交付を請求します。

| | |
|--------|-----|
| 交付決定番号 | |
| 請求金額 | 金 円 |

振込先には次の口座を指定します（申請者本人名義）。

| | | | | | | | | | |
|-------------|--------|-------------------------------|------|--|--|--|--|--|----|
| 受 取 人 | 金融機関名 | 銀 行 信 用 金 庫 農 業 協 同 組 合 | | | | | | | 本店 |
| | 預金種別 | 1 普通 2 当座 | 口座番号 | | | | | | 支店 |
| | (フリガナ) | | | | | | | | |
| | 口座名義人 | | | | | | | | |

様式第16号（第13条関係）

常滑市住宅用地球温暖化対策設備処分承認申請書

年 月 日

常滑市長 様

申請者 住所
氏名

（自署又は記名押印）

電話（ ） ー

常滑市住宅用地球温暖化対策設備設置費補助金交付要綱第13条第3項の規定により、次のとおり財産処分の承認を申請します。

| | |
|----------|---|
| 交付年度 | 年度 |
| 交付決定番号 | 第 号 |
| 設備設置場所 | 常滑市 |
| 設備の種類 | |
| 処分方法 | <input type="checkbox"/> 売却 <input type="checkbox"/> 譲渡 <input type="checkbox"/> 交換 <input type="checkbox"/> 廃棄 <input type="checkbox"/> その他（ ） ※その他については具体的に記入してください。 |
| 処分時期（予定） | |
| 処分理由 | |

第 号
年 月 日

様

常滑市長

印

常滑市住宅用地球温暖化対策設備処分承認通知書

年 月 日付けで申請のありました財産処分について、
次のとおり承認しましたので、常滑市住宅用地球温暖化対策設備設置費
補助金交付要綱第13条第4項に基づき、通知します。

| | |
|--------|-------|
| 交付年度 | 年度 |
| 交付決定番号 | 第 号 |
| 設備設置場所 | 常滑市 |
| 設備の種類 | |
| 処分承認日 | 年 月 日 |

様式第18号（第13条関係）

第 年 月 日
号

様

常滑市長

印

常滑市住宅用地球温暖化対策設備処分不承認通知書

年 月 日付けで申請のありました財産処分について、次のとおり不承認としましたので、常滑市住宅用地球温暖化対策設備設置費補助金交付要綱第13条第4項の規定により、通知します。

不承認の理由

第 号
年 月 日

様

常滑市長

印

常滑市住宅用地球温暖化対策設備設置費補助金交付決定取消通知書

年 月 日付け 第 号の常滑市住宅用地球温暖化対策設備設置費補助金交付決定について、次のとおり取り消しましたので、常滑市住宅用地球温暖化対策設備設置費補助金交付要綱第14条の規定に基づき、通知します。

| 交付年度 | 年度 |
|---------|-----|
| 既交付決定額 | 金 円 |
| 交付決定取消額 | 金 円 |
| 取消しの理由 | |